

行政手続のオンライン化に係る方針

2021年5月

(2026年3月改正)

愛知県

2024年3月見直しの概要

行政手続のオンライン化を巡る状況の変化に対応するため、本方針を下記のとおり見直し

- オンライン化を優先して行う対象の見直し
オンライン化を優先して取り組む対象の範囲を拡大し、オンライン化の効果（申請者をはじめとする行政手続の関係者の利便性の向上及び行政運営の簡素化・効率化）が高い手続について優先してオンライン化に取り組む
- キャッシュレス対応等の機能追加
本方針策定以降に解決した金銭納付についての課題削除や追加した機能等についての表記を見直し

2026年3月見直しの概要

「あいち DX 推進プラン 2030」の策定に合わせた見直し

第1 方針策定の趣旨

本県では、県民の利便性の向上や業務効率化の観点から、行政手続のオンライン化の推進を図り、2021年5月に策定した「あいちDX推進プラン2025」では、行政手続の原則オンライン化を目標として取組を進め、2025年度末までに、対象手続のうち85.0%の手続をオンライン化する見込みとなっている。

残り15.0%の行政手続についても、引き続きオンライン化に向けた取組を推進するとともに、2025年12月には「あいちDX推進プラン2030」を策定し、「行政サービスの利便性の向上等」の主要取組の1つとして、行政手続のオンライン化等により、利用者が使いやすい県民サービスを提供することを取組の方向性として定めている。

これらを踏まえ、本県が行政手続の原則オンライン化に向けて、個々の手続についてその実現可能性や効果を見極めた上で、効率的・効果的にオンライン化を進めていくための指針として、本方針を策定するものである。

第2 行政手続のオンライン化の状況等

本県の行政手続のオンライン化の状況及びオンライン化に向けての課題等は、以下のとおりである。

1 オンライン化の状況（2025年度時点）

2025年度に実施した実態調査の分析結果によると、年間処理件数の多い、オンライン化を優先的に推進する手続（以下「オンライン化対象手続」という。）については、555手続中の472手続、率にして85.0%の手続がオンライン化対応する見込みとなっている。一方でオンライン化対象手続のうち、オンライン化未実施の手続は83手続あり、今後の取組としては、これらの行政手続に対して、オンライン化の課題の把握、解消に向けた取組を実施する必要がある。

また、オンライン化対象手続中の、実際にオンライン申請された割合であるオンライン申請率は30.9%に留まっており、「あいちDX推進プラン2030」（2025年12月策定）においても、毎年度増加させることを目標と定めている。

2 オンライン化に向けての課題

行政手続のオンライン化及びオンライン利用の拡大は、以下の課題がある。

（1）行政手続のオンライン化

ア 行政手続の執行体制について

本県の行政手続の中には、本県が直接執行するものだけでなく、権限移譲や経由により、市町村において全部又は一部を執行するもの、また、

公の施設の指定管理や業務委託により、民間事業者等において全部又は一部を執行するものがある。

実態調査によれば、こうした市町村への事務配分や業務委託等を行っていない行政手続が、手続数、年間処理件数のいずれにおいても多いことから、引き続き、こうした行政手続について、オンライン化の実施を検討する必要がある。

一方、市町村への事務配分や業務委託等を行っている行政手続について、市町村と県の手続の統一的な取扱いや、業務委託先におけるネットワークやシステム上のセキュリティ確保等の課題の洗い出し、その課題の解消に向けた検討が必要である。

イ 審査の内容について

本人確認、添付書類、対面確認、現物確認を要する行政手続及び通知・交付物がある行政手続については、申請者の負担軽減、事務の合理化の観点から、その事務の必要性の精査を含めた手続の簡素化など、課題の解消に向けた検討が必要である。

(2) オンライン化実施済の行政手続におけるオンライン利用について

オンライン化実施済の行政手続におけるオンライン利用の課題としては、そもそも申請者が、当該行政手続について、オンラインで手続が可能であるということを認知していない可能性が考えられる。そのため、行政手続がオンライン申請可能であることについて、適切な周知方法等を検討する必要がある。

また、(1) イにも記載のとおり、行政手続に必要な添付書類や申請書等記載事項、入力項目が多いことにより、手続自体が複雑化、煩雑化し、結果としてオンラインでの手続を忌避することも考えられる。そのため、添付書類や申請書記載事項、入力項目の精査等を行い、手続の簡素化を図るとともに、デジタル機器・サービスに慣れていない方等にも配慮した仕組みの構築を検討する必要がある。

第3 行政手続のオンライン化の推進

1 行政手続の原則オンライン化

行政のデジタル化を推進することにより、申請者を始めとする行政手続の関係者の利便性の向上を図り、もって行政運営を簡素化・効率化するため、オンライン化可能な行政手続について原則オンライン化を目指す。

オンライン化に際しては、愛知県電子申請・届出システムなど、既存のシ

システムの利用を検討する。

また、オンライン申請等への対応が可能なシステムを構築する課室においては、行政手続を所管する課室が円滑にオンライン化の取組を進めることができるよう、システムの利用に係る手順書等を作成するなどの支援を行う。

2 本方針における「オンライン化」の内容

本方針におけるオンライン化とは、申請や届出において、電子計算機を使用して申請等を行う者が、当該手続の使用に係る県側の電子計算機に電気通信回線で接続し、当該申請等に係るファイルへその申請内容を記録できるようにすることをいう。

3 オンライン化等に向けた対応

行政手続のオンライン化及びオンライン利用の拡大は、以下の区分に応じ対応することとする。

(1) 行政手続のオンライン化

行政手続のオンライン化については、次に掲げる対応等により課題の解消を検討し、オンライン化を推進する。

オンライン化に当たっては、申請者を始めとする行政手続の関係者の利便性、行政の効率化の観点から、業務フローの見直しにより手続の簡素化及び事務処理の迅速化を図る。

また、必要な申請書等記載項目の見直しを行った上で、申請書のアップロードや誤入力防止のための入力補助など、利用者の視点に立って、使いやすい申請方法を提供する。

ア 執行体制に関する事項

(ア) 市町村への事務配分について

市町村への事務配分を行っている行政手続については、県及び市町村間でオンライン手続の統一的な取扱いがなされることを目指し、県が当該手続の標準様式を提供するなど、市町村に対する支援を行いながらオンライン化を進める。

(イ) 業務委託等について

業務委託等を行っている行政手続については、業務委託先におけるネットワークやシステム上のセキュリティを確保しつつ、システム整備に係る費用対効果を踏まえて、オンライン化実施に向けた方策を検討する。

イ 審査の内容等に関する事項

(ア) 本人確認の見直し

本人確認を要する行政手続については、法令等に規定のあるものを除き、その必要性の精査を行った上で必要最小限の範囲で求めることとし、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続に見合ったオンラインでの本人確認を行う。

(イ) 添付書類のデジタル化

既に行政機関が保有している情報について、申請者等に添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、可能な限り、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略できるようにする。

省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者等がオンラインで提出することが可能となるよう、原本での提出の見直しを含め、可能な限り一連の手続をデジタルで完結させる。

また、図面等のデータ容量の大きい添付書類についても、周辺機器の拡充など、オンライン処理を可能とするための方策を検討する。

(ウ) 対面確認、現物確認の見直し

対面確認、現物確認を要する行政手続については、法令等に規定のあるものを除き、その必要性の精査を行った上で必要最小限の範囲とし、申請者等の負担軽減、審査事務の合理化の観点から、当該確認方法の廃止、代替手段や業務フローの見直し等の検討を進める。

(2) オンライン化実施済の行政手続におけるオンライン利用の拡大

オンライン化実施済の行政手続のうちオンライン利用率が低い手続については、年間処理件数の多いものや同一の事業者から繰り返し提出される可能性が高いものなどを優先して、オンライン利用率の向上及び電子申請・届出システムの利用者満足度向上のため、次に掲げる方策に着手する。

ア 効果的な周知方法の実施

オンライン利用率の高い行政手続で、工夫して周知している手続の事例の共有化などにより、効果的な周知方法を実施する。

イ 添付書類・申請書等記載事項の削減

そもそも当該行政手続で添付書類や申請書等の記載事項をなぜ求め

ているか、それらが必要最小限になっているかを精査する。

添付書類について、申請書等の記載の活用により省略できるもの、実務上不必要なものを見直し、添付書類の記載事項、種類を削減する。また、記載事項について、他の書類等で確認が可能な事項、実務上不必要な事項等の廃止や見直しにより簡素化する。

ウ 入力 of 簡素化

利用者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じること等がないよう簡素な入力方法を検討する。

なお、愛知県電子申請・届出システムへのログインにおいては、ID 等を入力することなく愛知県公式 LINE からログインできる機能や、国が活用を進める G ビズ ID でログインできる機能を活用する。

エ 利用者に配慮した申請

誰もが申請しやすいよう、手続や制度の内容を平易で分かりやすい説明にするとともに、デジタル技術に関する特別な知識がなくても操作できるよう、利用者によって理解しやすい手続となるよう努める。

4 オンライン化の対象手続について

行政手続のオンライン化は、以下のとおり順次実施することとする。

(1) オンライン化を優先して取り組む行政手続

行政手続については、原則順次オンライン化を実施する（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 6 項及び第 7 条第 5 項の規定により一部のオンライン化でやむを得ないとされている行政手続やこれに類する県の行政手続については、その部分についてのオンライン化の実施を含む。）こととし、特に年間処理件数が例年 1,000 件以上の行政手続かつ、申請者をはじめとする行政手続の関係者の利便性の向上及び行政運営の簡素化・効率化につながるオンライン化による効果が高いと考えられる手続については、優先的にオンライン化を実施する。

オンライン化の実施に当たっては、関連する手続を行政サービス単位で集約してオンライン化を行うなど、効率的・効果的にオンライン化が進むよう取組を進めることとする。

また、国からの委任事務や各県共通の行政手続など、国のオンライン化の動向を踏まえる必要がある行政手続については、そのオンライン化のスケジュールに沿って対応する。

(2) オンライン化の実施を要しない行政手続

以下の行政手続は特にオンライン化の実施を要しないと整理する。

ア オンライン化が困難と認められる行政手続

第3の3(1)イに掲げる検討を行ってもなお、複雑な審査を必要とする行政手続や、申請時に相手方と対面で詳細な確認等を行う必要のある行政手続など、現時点の情報通信技術では解決が困難な行政手続については、特にオンライン化の実施を要しない。

イ 申請等の実績が極めて少ない行政手続

過去の実績等から、年間処理件数が極めて少なく、オンライン化による効果が低いと考えられる行政手続（国のオンラインの動向を踏まえる必要があるものを除く。）については、特にオンライン化の実施を要しない。

ウ オンラインにより行うことが不適当な行政手続

手続全体をオンラインにより行うことが不適当な行政手続として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第10条の規定により、同法の手続等における情報通信技術の利用に関する規定の適用が除外されている行政手続やこれに類する県の行政手続は、オンライン化の対象としない。

第4 方針の見直し

自治体DX推進計画に基づき国が示す自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書等の内容を踏まえ、必要に応じ、本方針の見直しを行うこととする。

その他、行政手続のオンライン化を巡る状況の変化に対応するため、必要に応じ、適宜本方針の見直しを行うこととする。